

議案第118号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年3月5日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル <u>法第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>